

平成29年（行ウ）第220号，第223～229号 障害基礎年金支給停止処分取消請求事件
平成29年（行ウ）第230号 障害基礎年金の支給停止を解除しない処分の取消等請求事件
裁判官 三輪方大 齋藤毅 内藤陽子（言渡日 平成31年4月11日）

判 決 要 旨

1 事案の概要等

- (1) 原告ら9名は，いずれも，1型糖尿病に罹患しており，国民年金法（以下「法」という。）30条2項による委任を受けた国民年金法施行令別表（以下「令別表」という。）の定める障害等級2級に該当するとして障害基礎年金の裁定を受けてこれを受給していたが，(ア)そのうち8名（以下「原告ら8名」という。）は，厚生労働大臣から，法36条2項本文の規定に基づく障害基礎年金の支給停止処分（以下「本件各支給停止処分」という。）を受け，(イ)そのうち1名（以下「原告1名」という。）は，支給停止処分を受けた後，厚生労働大臣に対し，国民年金法施行規則35条1項本文に基づき，支給停止の解除を申請したところ，支給停止を解除しない旨の処分（以下「本件不解除処分」という。）を受けた。
- (2) 本件は，原告ら8名が，本件各支給停止処分の取消しを，原告1名が，本件不解除処分の取消し及び支給停止を解除する処分の義務付けを，それぞれ求める事案であり，争点は，①本件各支給停止処分及び本件不解除処分が，行政手続法（以下「行手法」という。）の定める理由提示の要件（前者については行手法14条1項本文，後者については行手法8条1項本文）を欠くものであるか否か（理由提示義務の違反の有無）及び②支給停止事由の有無である。

2 判断の概要

裁判所は，概要，以下の理由から，本件各支給停止処分及び本件不解除処分は，いずれも行手法の定める理由提示の要件を欠くものであるとして，原告ら8名の請求を認容し，原告1名の処分取消請求を認容した（義務付け請求については，行政事件訴訟法37条の3第6項前段の規定により，現時点では判断しない。）。

- (1) 行手法14条1項本文が，不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人

に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最三小判平成23年6月7日・民集65巻4号2081頁参照）。

- (2) 障害基礎年金の給付を受ける権利につき裁定を受けた受給権者は、障害基礎年金が支給されることを前提に生活設計を立てることになるのであり、支給停止処分は、このような受給権者の生活設計を崩し、生活の安定を損なわせる重大な不利益処分である。一方、障害等級の各級の障害の状態について定めた令別表の内容は、抽象的であるといわざるを得ず、また、処分基準である国民年金・厚生年金障害認定基準（以下「障害認定基準」という。）のうち糖尿病を含む代謝疾患による障害の程度に関する内容をみると、認定基準は、ごく抽象的で、認定要領も、「糖尿病による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び症状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。」とした上で、どのような場合を障害基礎年金が支給される程度の障害の状態と認定するか（1級又は2級）については、「なお、症状、検査成績及び具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。」とし、総合評価の対象となる事情を列挙した抽象的なものである。そうすると、糖尿病による障害を理由とする障害基礎年金の支給停止処分については、いかなる事実関係に基づきどのように障害認定基準を適用して当該処分がされたのかを、当該処分の相手方においてその理由の提示の内容自体から了解し得るものとする必要性が高い。

しかるに、原告ら 8 名に対する本件各支給停止処分の通知書には、処分の理由として、「障害の程度が厚生年金保険法（旧三公社（J R，J T，N T T）の共済年金の受給権者にあつては国家公務員共済組合法）施行令に定める障害等級の 3 級の状態に該当したため、障害基礎年金の支給を停止しました。」と記載されているのみで、各障害の程度が 1 級及び 2 級には該当しないとの結論のみを示したものと評されてもやむを得ないほど簡素なものである。そして、厚生労働大臣は、原告ら 8 名に対し、これまで、障害等級 2 級に該当すると認定して障害基礎年金を支給しており、おおむね 2，3 年に 1 度、障害の現状に関する医師の診断書の提出を受けた後、「提出された診断書（障害状態確認届）により障害の程度を審査した結果、あなたの障害の状態は従前の障害の状態と同程度と認めますので、引き続き障害年金を支給します。」という記載のある書面を交付していたにもかかわらず、一転して、本件各支給停止処分をしている。そうすると、前記理由の提示では、認定要領所定の症状、検査成績及び具体的な日常生活状況等によって障害等級 2 級に該当すると認定しなかった理由が何ら明らかにされておらず、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するという趣旨を全うしていない。また、前記理由の提示では、原告ら 8 名において、本件各支給停止処分に対して不服を申し立てた場合、何が争点となるのか等の見通しを立てることは困難であり、不服申立ての便宜を図るという趣旨に照らしても不十分である。

原告ら 8 名に対する本件各支給停止処分は、いかなる事実関係に基づきどのように障害認定基準を適用して支給停止処分がされたのかを、原告ら 8 名においてその理由の提示の内容自体から了知し得るものであるということはできず、行手法 14 条 1 項本文の定める理由提示の要件を欠く違法な処分である。

- (3) また、原告 1 名に対する本件不解除処分も、おおむね前記(2)と同様の理由により、行手法 8 条 1 項本文の定める理由提示の要件を欠く違法な処分である。

以 上